

申請の際にお持ちいただくもの

【自立支援医療のみを申請する場合】

- ① 自立支援医療費用診断書（主治医に記載してもらうもの）
- ② 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ③ 本人の保険証（写しでも可）
- ④ ハンコ
- ⑤ マイナンバーが分かる書類（個人番号カード、通知）

診断書の有効期間は、
診断書作成日から3ヶ月以内です。
診断書が作成できましたら、早めに
申請手続きをお願いします。

※保険証の被保険者が市外在住の場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。

【精神障害者保健福祉手帳のみを申請する場合】

- ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書（主治医に記載してもらうもの）
もしくは年金証書（振込通知書も可）（**精神障害を事由に障害年金を受給している方のみ**）
- ② 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ③ 写真（一年以内に撮影されたもので、サイズは縦4cm×横3cm）：1枚
- ④ ハンコ
- ⑤ マイナンバーが分かる書類（個人番号カード、通知など）

※施設入所等により住民票が市外にある場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。

【自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の両方を同時に申請する場合】

- ① **精神障害者保健福祉手帳用**診断書（主治医に記載してもらうもの）
- ② 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ④ 保険証（写しでも可）
- ⑤ 写真（一年以内に撮影、着帽不可。サイズは縦4cm×横3cm）：1枚
- ⑥ ハンコ
- ⑦ マイナンバーが分かる書類（個人番号カード、通知）

※保険証の被保険者が市外在住の場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。

※自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の両方を同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書一部で申請することが可能です（この場合、自立支援医療費用診断書は不要です）。

※**精神障害者保健福祉手帳用診断書**については、5000円を上限に、診断書料の助成があります（同時申請の場合を含む）。申請には、**診断書料の領収書**、**振込先口座**が分かるもの、**ハンコ**が必要です（自立支援医療費用診断書の診断書については、助成はありません）。

**既に受給者証や手帳をお持ちの方は、
手続きの際に内容を確認しますので、
お持ちください。**

お問合わせ先
土浦市役所障害福祉課 障害福祉係
029-826-1111 内線2470